

令和 7 年 8 月 4 日

## 人 事 院 事 務 総 長

「任期付職員の採用及び給与の特例の運用について」の一部改正について（通知）

「任期付職員の採用及び給与の特例の運用について（平成 12 年 11 月 27 日 任企一 590）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 7 年 8 月 4 日以降は、これによってください。

## 記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
任期付職員法第 3 条及び規則第 2 条 関係 1～3 （略） 4 任期付職員法第 3 条第 1 項の 規定により任期を定めた採用を 行う場合で、次の各号のいずれ にも該当するときは、当該採用	任期付職員法第 3 条及び規則第 2 条 関係 1～3 （略） 4 任期付職員法第 3 条第 1 項の 規定により任期を定めた採用を 行う場合で、次の各号のいずれ にも該当するときは、当該採用

について同項の規定による人事院の承認があったものとして取り扱うことができる。この場合において、当該採用に係る官職が人事院規則 8—12（職員の任免）（以下「規則 8—12」という。）第 18 条第 3 項に規定する特定官職であるときは、当該採用に係る選考について同項の規定による人事院との協議が成立したものとして取り扱うことができる。

一 採用予定者が、次のいずれかに該当すること。

(1)・(2) (略)

(3) 次のいずれかに該当すること。

イ・ロ (略)

ハ C E H (International Council of E-Commerce Consultants が認定する Certified Ethical Hacker をいう。)、C I S S P (International Information Systems Security Certification

について同項の規定による人事院の承認があったものとして取り扱うことができる。この場合において、当該採用に係る官職が人事院規則 8—12（職員の任免）（以下「規則 8—12」という。）第 18 条第 3 項に規定する特定官職であるときは、当該採用に係る選考について同項の規定による人事院との協議が成立したものとして取り扱うことができる。

一 採用予定者が、次のいずれかに該当すること。

(1)・(2) (略)

(3) 次のいずれかに該当すること。

イ・ロ (略)

ハ C E H (International Council of E-Commerce Consultants が認定する Certified Ethical Hacker をいう。)、C I S S P (International Information Systems Security Certification

Consortium が認定する Certified Information Systems Security Professional をいう。) 、 C I S A ( Information Systems Audit and Control Association が認定する Certified Information Systems Auditor をいう。) 、 C I S M ( Information Systems Audit and Control Association が認定する Certified Information Security Manager をいう。) 若しくは特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会が認定する公認情報セキュリティ監査人 (公認情報セキュリティ主任監査人又は公認情報セキュリティ監査人に限る。) の資格を有し、又は情報処理の促進に関する法律 (昭和 4 5

Consortium が認定する Certified Information Systems Security Professional をいう。) 、 C I S A ( Information Systems Audit and Control Association が認定する Certified Information Systems Auditor をいう。) 、 C I S M ( Information Systems Audit and Control Association が認定する Certified Information Security Manager をいう。) 若しくは特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会が認定する公認情報セキュリティ監査人 (公認情報セキュリティ主任監査人又は公認情報セキュリティ監査人に限る。) の資格を有し、又は情報処理の促進に関する法律 (昭和 4 5

年法律第90号) 第6条  
第1項に規定する情報処  
理安全確保支援士試験若  
しくは情報処理の促進に  
関する法律施行規則(平  
成28年経済産業省令第  
102号)第3条第2項  
第3号に規定する高度試  
験のいずれかに合格して  
いる者であって、サイ  
バーセキュリティに関す  
る業務に3年以上従事し  
た経歴を有しているもの  
であること。

二～七 (略)

5～10 (略)

年法律第90号) 第9条  
第1項に規定する情報処  
理安全確保支援士試験若  
しくは情報処理の促進に  
関する法律施行規則(平  
成28年経済産業省令第  
102号)第3条第2項  
第3号に規定する高度試  
験のいずれかに合格して  
いる者であって、サイ  
バーセキュリティに関す  
る業務に3年以上従事し  
た経歴を有しているもの  
であること。

二～七 (略)

5～10 (略)

以 上